

## **【事案Ⅵー２】火災共済金請求、盗難防止費用共済金請求**

・2025年1月29日 裁定審議適格性なし

### **<事案の概要>**

申立人は、建物内の営業用什器の盗難による損害について火災共済金を請求したところ、被申立人が支払を拒否したため、これを不服として裁定の申立てをしたもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

「被申立人は、2024年5月から6月に発生した建物内の営業用什器の盗難による損害について、火災共済金(盗難) 8,903,000円及び盗難再発防止費用共済金 50,000円を申立人に支払え」との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 2024年5月から6月の間に、申立人が経営する診療所が所有する医療機器5台が(以下「動産類」という。)盗難に遭い、その後、警察と被申立人へ連絡を入れた。
- (2) 2024年6月に被申立人側から「調査を行うために来訪する。」と連絡あったが、翌日に「すでに警察が調査したため、調査のための来訪はしない。」との連絡を受けた。
- (3) その後、被申立人から「7月上旬に支払の可否について回答する。」と言われたが回答がないので苦情を訴えたところ、弁護士から支払否との回答文書が郵送されてきた。
- (4) なぜ申立人を交えず、被申立人と警察の両者間のみで完結し、弁護士案件に移行したのか不満である。
- (5) 他の保険会社では、保険金請求を正式に承諾されており、疑念を持たれている点に不服である。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、との裁定判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 本件は盗難を原因とする火災共済金請求の事案であるが、請求者である申立人による盗難の外形的事実の立証がなされていない。
- (2) 申立人の主張には以下のとおり不自然な点が多数存在する。
  - ① 申立人は、自らが経営する診療所において、大型の動産類5台の盗難があったと主張しているが、発生日時を11日間の間として特定できないこと、また、盗難発生日時に関する申立人の主張が変遷する等している。

- ② 申立人は、動産類が盗難されたと主張しているが、侵入窃盗にも関わらず、ドアの破壊等、盗難の具体的な手口について明らかにしていない。
- ③ 申立人は、5つの動産類が盗難されたと主張しているが、これらはいずれも市場での流通量が極めて少なく、中古市場が存在するかどうか不明である。したがって、これらの動産類は盗難したとしても換金性が乏しく、そもそも盗難の被害にあうことを想定しづらい。
- さらに、申立人は、手提げ金庫内の金銭も盗難被害にあったと主張しているが、申立人が盗難被害にあったと主張するその他の動産類はかなり大型のものであり、手提げ金庫のみを現場でこじ開けて金銭を盗むというのは不自然である。
- ④ 医療法人の経営のために使用する動産類を、侵入窃盗により盗難されたにもかかわらず、最長で16日間、最短で7日間もの間、警察に通報するなどしていないということは通常あり得ない事態である。なお、被申立人らの調査によれば、被害金額は1,000万円近いにもかかわらず、申立人から警察署には正式な被害届も提出されていない。

### ＜裁定の概要＞

適格性審査の結果、事実認定が著しく困難な事項に該当するため、裁定手続規則第16条第十号に基づき、裁定審議開始に係る適格性なしと判断し、手続を終了することとした。